

別表十二（十五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が震災特例法第18条の8（福島再開投資等準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「累積限度超過額の計算」の各欄は、「投資予定額4」の欄の金額が「前期以前の損金算入額の合計額6」の欄の金額を超える場合には、記載を要しません。
- 3 「特別償却実施額18」の欄は、当該事業年度における震災特例法第18条の8第3項各号に定める金額の合計額を記載します。
- 4 「3年間均等益金算入額21」の分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載します。